

(4)NGO·NPO

有害化学物質削減ネットワーク(Toxic Watch Network; Tウォッチ)

(http://www.toxwatch.net/)

PRTR関連情報を市民にわかりやすく提供することなどを目的に2002年4月に設立されたネットワーク組織で、国から開示されたPRTR届出データなどを検索する「PRTRデータベース検索」などを提供しています。





エコケミストリー研究会

(http://env.safetyeng.bsk.ynu.ac.jp/ecochemi/)

PRTR・MSDS対象物質の毒性・物性情報などを提供しています。また、公表されたデータを基に、排出量、移動量を都道府県面積で割った「排出密度」廃棄物発生密度」や、排出密度と各毒性ランク別の係数を乗じて重み付けし、全化学物質について合計した「排出リスクスコア」などが掲載されています。



68 2-1-	BERRE	人に対する 大気への他当 リスタスコア (m/年)	人に対する 患疑への療法 リスクスコア (mm/年)	永生生物に 対する水域への 排出リスクスコア (mm/等)	人に対する 無差の使用 リスクスコア (mm/等)	非生生物に 対する概要の 使用リスクスコア (mm/等)
-		2,100,000	78,810	196,100	81,854	\$,354,416
1	2.42	666,317	1,106	36350	38,511	6,366,518
1	404	942,163	6305	143,166	88,375	96,823,491
	275	1,101,762	5,227	712384	43,381	4,775,049
	RMA	1,823,540	4060	128,004	16,544	4,800,894
	RCD 様	1,000,014	6,790	711,123	31,431	6,150,309
	DES	1,011,112	5,144	91,253	81,632	95,684,701
1	***	1,860,726	18,916	708,549	48,586	6,773,331
	246	4,073,619	8,254	180,665	TITAKE	9,279,671
	618	1,007,012	2,001	TITLESS	75,994	ERICATE
10	NA.	2,410,236	14,794	211,761	198,721	94,168,321
11	436	4374.696	16,621	432463	136,510	91,455,240
u	126	2,808,310	10,649	298,766	281,106	91,290,542
11	ADS.	10,588,875	6364	227.108	120,01	21,300,371
18	MBHB	7,295,962	18,367	347,958	136,618	10,404,677
15	BH HIS	1,460,589	75,100	167,310	60,581	5,453,833
16	変り機	1,718,660	\$468	761,856	75,184	8,384,083
17	图 图 图	1,890,942	10,007	216,240	98,050	8,796,521
18	GPR	2,136,764	16401	111300	98,248	4,000,046
.18	definition.	2,500,515	14,375	261,307	10,683	TUBBLETS
29	0.04	2,367,466	7,886	122,479	41,291	27,513,024
21	202	3,162,775	14,657	243,190	46,973	\$.478.001
22	神兴塔	3,490,610	294,715	366,307	130,652	95,217,609
23	gue	4,580,316	41,312	816,716	100,040	91,058,274
24	186	2,941,901	34,757	362,336	43,129	7,375,874
n	ARE	3,181,400	8,179	125,410	96,252	5,210,753
26	186	1401.90	12,164	266,578	44,233	6,179,527
27	大阪府	8,807,540	26049	775,104	12,981	12,391,645
78	ARR	2,545,364	TEACH	223,476	14,277	4,886,437
28	CRE	2,811,900	18343	311,406	46,867	16,213,346
30	RIBAR.	1,807,962	22,014	490,468	113,667	28,855,043

(5)関連団体(財団法人、社団法人など)

社団法人 環境情報科学センター

(http://www.ceis.or.jp/)

国が公表しているPRTRデータをもとに、市区町村別の集計や化学物質ごとの排出量、 濃度推計結果を1kmメッシュマップにして提供しています。





独立行政法人 製品評価技術基盤機構

(http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prtr.html)

国が公表している集計結果のほか、都道府県ごと、市町村ごと、化学物質ごとの排出量マップや大気中の濃度マップなどを提供しています。





(6)海外

我が国以外の国々でもPRTR制度の導入が進んでおり、行政による公表が行われているほか、多くのNGOが一般市民に向けた情報提供を行っています。

各国のPRTRデータも我が国と同様に、情報は主にインターネットを通じて誰でも利用できるようになっており、とくにNGOが運営するサイトは、

- ・化学物質名、地図、地名、郵便番号などによるデータの検索が可能
- ・NGO独自の調査や見解に基づき、物質の有害性や地域の汚染度などをランク付け
- ・個別事業所のデータも企業名や住所などで検索、閲覧可能といった特長を持っています。

行政機関

米 国

TRI(有害物質排出目録) (http://www.epa.gov/tri/)

英国

PI(汚染目録)

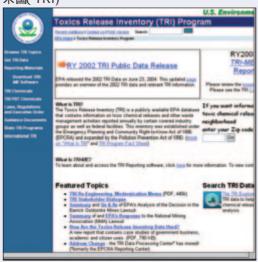
(http://www.environment-agency.gov.uk/business/444255/446867/255244/?version=1&lang=_e)

What's in Your Backyard (http://216.31.193.171/asp/1_introduction.asp?language=English) でも地図情報が提供されてます。

オーストラリア(NPI)



米国(TRI)



英国(PI)



オーストラリア

NPI(全国汚染物質目録) (http://www.npi.gov.au/)

NGO

「スコアカード」

(http://www.scorecard.org/)

米国の環境NGO「環境防衛(Environmental Defense; ED)が運営しているもので、TRIのデータをもとに、独自にさまざまな順位づけを行っています。





「ポリューション・ウオッチ」

(http://www.pollutionwatch.org/home.jsp)

カナダの環境NGO「環境防衛カナダ(Environmental Defence Canada)と「カナダ環境法協会(the Canadian Environmental Law Association)、「カナダ環境法及び政策研究所(the Canadian Institute for Environmental Law and Policy)の3団体が共同して運営しており、カナダのNPR(全国汚染物質排出目録;National Pollutant Release Inventory http://www.ec.gc.ca/pdb/npri/)のデータについて州、自治体、産業分野、企業といった区分で汚染施設の順位リストなどを提供しています。







2.個別事業所のデータを入手するには

国による集計結果の公表日以後であれば、誰でも個別の事業所が届け出た排出量等のデータについて、国に対して開示請求をすることができます。請求先は、環境省、経済産業省及び、事業者の営業活動を管轄する省庁です。

(1)開示請求の窓口

環境省、経済産業省と他の事業所管省庁(防衛庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林 水産省、国土交通省)に開示請求を受け付けるPRTR開示窓口が設置されています。

環境省及び経済産業省の窓口では、全国すべての事業者からの届出について開示請求を受け付けるほか、開示にあたっての事前照会や開示手続全般の問い合わせにも対応しいます。

それ以外の事業所管省庁では、その省庁が所管している事業者からの届出分について、 開示請求を受け付けています。

各省庁に設置されているPRTR開示窓口は、以下の通りです。なお、各省庁とも、郵送による開示請求も受け付けています。

省庁名	問い合わせ部署	電話 / FAX / E-mail
環境省	環境保健部環境安全課	電話 03-3581-3351 (内線 6356) FAX 03-3580-3596 E-mail prtr@env.go.jp
経済産業省	製造産業局化学物質管理課	電話 03-3501-1511 (内線 3694、3695) FAX 03-3580-6347 E-mail qqhbbf@meti.go.jp
防衛庁	長官官房施設課環境対策室	電話 03-3268-3111 (内線 20902) FAX 03-5261-2327
財務省	理財局総務課たばこ塩事業室	電話 03-3581-4111 (内線 2258)
文部科学省	研究開発局海洋地球課地球・環境科 学技術推進室	電話 03-5253-4111 (内線 4475) FAX 03-5253-4147
厚生労働省	医薬食品局審査管理課化学物質安全 対策室	電話 03-5253-1111 (内線 2425) FAX 03-3593-8913 E-mail PRTRkaiji@mhlw.go.jp
農林水産省	消費・安全局農産安全管理課農薬 対策室	電話 03-3502-8111 (内線 3149) FAX 03-3501-3774
国土交通省	総合政策局環境・海洋課	電話 03-5253-8111 (内線 24-313) FAX 03-5253-1549

(2)請求の方法

開示請求は、開示請求者の氏名及び住所、開示請求しようとする事業所の名称及び所在

地、その他の開示を希望する事業所を特定するのに必要な事項を明らかにして行います。

また、特定の事業所に限定せず、ある年度に届出のあったすべての事業所のデータを請求することもできます。

必要な事項を「ファイル記録事項開示請求書」、以下「開示請求書」、2ページ後ろに添付)に記入し、

- ・開示窓口に直接提出する
- ・郵送する
- ・インターネットを利用し提出する

という3つの方法のうちいずれかを選択します。

インターネットによる方法で提出する場合は、環境省ホームページ

(http://www.env.go.jp)の「各種の窓口・案内(電子申請・届出窓口)」から行います。

年度の全データを一括して環境省に開示請求する場合(CD-R)

開示請求書(表面のみ)に必要事項を記載し、

- ・開示窓口に直接提出する
- ・郵送する
- ・インターネットを利用し提出する

のいずれかの方法を選択してください。

データ量は開示請求する年度の届出事業所の総数届出物質数などにより異なります。 平成14年度の場合、1枚のCD-Rに全事業所のデータが収録されます。手数料は1,100円です(手数料の支払い方法は次ページ参照)。

また、平成13年度データの修正版も開示されており、希望すれば、1枚のCD-Rに平成14年度分と併せて収録することが可能です。手数料は、平成14年度分のみと同額の1,100円です。

一部の事業所のデータを環境省に開示請求する場合

一部の事業所のデータのみを開示請求する場合、あらかじめ入手しようとする情報の特定(届け出られた全ファイル記録事項のデータの中から、入手しようとする情報をコンピュータ上で特定し抽出)が必要となります。この手続きを「事前照会」といい、開示請求書の提出の前に行って下さい。



「事前照会」の方法は、以下の通りです。なお、インターネットにより開示請求する場合は、事前照会の手続きは不要です。

<事前照会の方法>

事前照会は、FAX、 E-mail、電話で行うことができますが、大変混雑することが予想されますので、なるべくFAXやE-mailをご利用下さい。

- ・FAXの場合は「開示請求事前照会書 (次ページに添付)を利用いただくと便利です。
- ・E-mailの場合は、必要事項をメールの本文に記載して送信してください。 メールの件名は「PRTR開示請求事前照会」としてください。
- ・事前照会は、経済産業省窓口でも受け付けています。

照会を受けたPRTR開示窓口からは、開示対象を特定するために必要な情報を提供します。 この回答をもとに開示請求を行って下さい。

(3)開示請求の手数料

開示請求には、所定の手数料が必要です。手数料は、開示を受ける媒体及びデータの<u>量</u>(容量)によって決まります。

手数料は、開示請求書に収入印紙を貼付して納付します。なお、インターネットにより開示請求する場合には、電子納付します。

内 容	開示媒体	手数料算出方法		
	用紙(A4)	紙1枚につき20円		
事業所を検索して開示	フロッピーディスク (FD)	FD 1 枚につき80円 + 0.5MB(メガバイト)までごとに 260円		
	光ディスク(CD-R)	CD-R1枚につき200円 + 0.5MBまでごとに260円		
年度の全データを開示	光ディス <i>勺</i> (CD-R)	CD-R 1 枚につき200円 + 200MBまでごとに900円なお、平成14年度全データのみを1枚のCD-Rに収録したものも、平成13年度全データ(修正版)と平成14年度データを併せて1枚のCD-Rに収録したものも、金額は同じで、各々1,100円とする。		

本照会書は、請求者がファイル記録事項の一部について開示を求める場合、事前に請求内容を確認することで、開示手続きを円滑に進めるために提出いただくものです。(インターネットで開示請求する場合は、提出の必要はありません。)

	照会日:	年	日
照会者氏名:			
回答方法: 回答は、電話 ・ FAX ・ E-mail です	 	ずれかに	印)
 連絡先:(電話番号は必ず、FAX番号又はE-mailアドレスも合わせ	·て記載して下さい	1。))	
TEL () /			
開示を請求するファイル記録事項の対象年度	平成 ::	 年度	
開示を求める事業所の抽出 1 . 特定の事業所名で抽	• •		
方法		囲を絞り	込んで
(いずれか一つに、 印を付して下さい。) 抽出する(に記入事業所名を指定(事業所名及び所在地を正確に記載して下さ		ついます し	
	♥゚。 夜奴尹未別♡	ио ₽Х°J。 ј	
(六月2) 人			
絞り込んで抽出(なし又はありに 印を付し、ありの場合は()内	Nにその内容を具体	的に記載して	.トさい。)
│1.都道府県・市区町村の指定はありますか? │)
147.60			J
2 . 業種の指定はありますか?			`
指定なし 指定あり (
3.化学物質の指定はありますか?			
指定なし 指定あり │			Ì
)
4.その他の絞り込み条件はありますか?			_
条件なし 条件あり 🦯)
	キシフ゛ルテ゛ィスク(FD)	
(いずれか一つに、 印を付して下さい。) 3 . C D - R			
└ <i>━/━/━</i> 環境省からの回答 <i>━/━/━/━/━/━/━/━/━/━/</i>			
(以下、記入不要)	回答日:	年 月	
1.指定する条件に該当する事業所からの届出はありま		, ,,	
- 1、 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	+ + + + + +		

- 2.指定する条件に該当する事業所からの届出データは存在します。
 - ・開示を希望する場合には、開示請求書に記入し開示手数料等を添えて提出してください。
 - ・開示手数料は、<u>円</u>です。なお、郵送等により請求する場合は、開示手数料に相当する 収入印紙を開示請求書に貼付し、また返信用切手<u>円分</u>を同封してください。

通信欄

ファイル記録事項開示請求書

平成 年 月 日

環境大臣 殿

請求者

住所 〒
氏名

法人その他の団体にあっては、その所在地・名称及び代表者の氏名を記載。

問い合わせ先 郵送又はインターネットで開示を請求をする場合のみ(電話番号) 記載。(郵送先は、上記住所あてとなります。)

- (内線)
(担当者の氏名)

法人その他の団体にあっては、担当者の氏名も記載。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第10条 第1項に基づき、次のとおりファイル記録事項の開示を請求します。

開示を請求	
するファイ	
ル記録事項	平成 14年度に第一種指定化学物質等取扱事業者が把握した情報
の対象年度	
(排出年度)	
開示を請求	以下の <u>いずれか</u> の にレ点を付してください。
する情報	すべてのファイル記録事項
	ファイル記録事項の一部(、裏面にも御記入ください。)
希望する開	以下のいずれかの にレ点を付してください。上記で「すべてのファイル記録事項」
示実施方法	を選択された場合、この欄への記載は不要です。(光ディスクでの開示となります。)
	用紙(A4)への出力
	フレキシブルディスク (FD)
	光ディスク(CD-R)

以下の欄には記入しないで下さい。

(受付印)

用紙・FD・CD-R 枚/ MB (料金) 円 (収入印紙貼付欄)

(裏面)

盟示を請求す.	ス 情報で「ファ	イル記録事項の一部	」を選択した場合は、	必ず以下を御記λ	ください
サハで 市 ハ 9 *	201日 和 し ノ バ		1で歩かりた物ロは、	W > 9 V > C 161 al / /	\ /L C V IA

以下のいずれかの にレ点を付し、必要事項を記入してください。

欄が足りない場合は、備考欄を活用してください。

特定の事業所の情報 事業所の名称及び所在地を記入してください。

一定の条件を満たす事業所の情報 以下、 ~ の空欄に検索条件を記載してください。 (複数選択可)

以下 ~ のすべての条件を満たす事業所について、開示を求めます。

に所在する事業所であること
に属する事業を営む事業所であること
の届出をした事業所であること

備考

<記入にあたっての注意事項>

- 1.開示を求める事業所が特定されている場合には、「特定の事業所の情報」に、検索項目(~)により 事業所を絞り込んで特定する場合は「一定の条件を満たす事業所の情報」に、該当するいずれか一方を選 択して、記載してください。
- 2.特定の事業所の情報(事業所の名称及び所在地)の欄には、事業者が特定できるよう、事業所の正式な 名称並びに所在する都道府県及び市区町村名を記載してください。
- 3.一定の条件を満たす事業所の情報 ~ には、それぞれ複数の事項を記載することができます。
- 4.一定の条件を満たす事業所の情報「その他」の欄には、~以外の条件を記載することができます。 (可能な限り具体的に記載してください。)

ただし、ファイル記録事項にある項目以外の項目で検索することはできません。